

教学指第1355号
教特第918号
教安第1273号
教体第859号
令和4年1月20日

各県立学校長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、現在、県教育委員会策定の「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」（以下「感染対策ガイドライン」という。）及び「緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について（通知）」（令和3年9月29日付け教学指第873号他）（以下「通知」という。）により、感染防止対策の徹底とともに、学校運営の継続に御尽力いただいているところです。

一方で、本県においても、新型コロナウイルスのオミクロン株によると考えられる感染者数が、第5波を上回る勢いで急激に増加しており、対策の徹底にもかかわらず、県立学校からも日々多くの報告を受け、複数の学級や学年での感染が判明している学校も多数ある状況です。

こうした状況の中、この度、国が本県に対し、まん延防止等重点措置の適用を決定しました。これにより、本県においても、1月21日から2月13日まで、全県を対象区域として、必要な措置を講ずることとしました。

県教育委員会では、まん延防止等重点措置の適用下においても、児童生徒の教育活動の機会をしっかりと確保することが重要と考えており、同措置の期間中については、引き続き「感染対策ガイドライン」による感染防止対策を万全にした上で、下記による教育活動等を進めながら、学校運営を継続するものとします。

ただし、感染リスクの高い活動について、より慎重な判断をしたり、更に学校の所在する地域の感染状況が悪化した場合には、即座に対応を見直したりするなど、万全を期していただくとともに、学校内で感染が広がる恐れがある場合には、校内における状況を迅速、正確に把握し、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の要否について、県教育委員会と協議の上、適切に御判断いただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況等によっては、更に対応が変更となることもありますので、予め御承知おきいただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な学校運営の方針について

- (1) 感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- (2) 地域の感染状況や交通事情等の実情に応じて、関係課と協議の上、通学時の混雑回避を目的とし、時差登校を実施する。

2 学習活動について

引き続き感染防止対策を徹底し、学びを継続する。感染リスクの高い活動については、慎重に判断した上で実施する。

感染状況により、活動の直前でも内容の変更や延期等を検討する。

3 学校行事及び部活動について

(1) 学校行事

引き続き感染防止対策を徹底し、学校行事の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、可能な限り少人数、また短時間で行うとともに、距離を確保し、リモートでの実施とするなど、活動の内容や方法を工夫する。

修学旅行の実施に当たっては、事前の健康チェックや感染防止対策等を遺漏なく万全に行った上で、本県や旅行先の感染状況を踏まえ、実施について慎重に判断する。

(2) 部活動

実施に当たっては、引き続き感染防止対策を徹底し、部活動ガイドライン及び各学校の活動方針に基づき、感染リスクの高い活動については、慎重に判断した上で実施する。ただし、活動は平日のみ週3日以内とし、県内外の学校との練習試合等の交流は中止とする。

部室等での飲食は行わないものとする。

※ 学習活動、学校行事及び部活動当の取扱いの詳細については、別添「本県にまん延防止等重点措置が適用されている期間の教育活動の留意点（令和4年1月20日版）」を参照すること。

4 感染防止対策の徹底について

「感染対策ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底する。

(1) 児童生徒への指導

- ・登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の確認）を実施する。
- ・児童生徒自ら感染予防に留意し行動するよう、基本的な感染防止対策（手洗い・マスクの着用・3密の回避等）の励行について繰り返し指導する。
- ・昼食を含む飲食場面では、マスクを外す時間を最小限とし、向かい合わせ等にならず、身体的距離が十分とれない場合は会話しない等、黙食を徹底するよう、繰り返し指導する。

- ・部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、飲食は行わないものとする。
- ・特に高校生にあっては、登下校時の飲食店や遊興施設へは立ち寄らないこととし、速やかに帰宅するよう指導する。
- ・登下校で公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し、会話を慎むよう指導する。

(2) 教職員の健康管理及び感染防止の徹底

- ・感染が判明した者のうち、症状があるのに出勤していた等の事例があったことから、体調不良時は出勤を控える。併せて、管理職は出勤時の教職員の健康観察を確実に実施する。
- ・特に昼食場面では、感染のリスクが高いことから、児童生徒同様、マスクを外す時間を最小限とし、身体的距離が十分とれない場合は会話を控える。
- ・勤務時間外においても基本的な感染防止対策を徹底し、不要不急の外出を控え、感染予防に努める。
- ・家族の健康管理（毎朝の検温や健康状態の確認）や感染予防にも留意する。

(3) 家庭への協力依頼

- ・家庭内感染が依然として多いことから、学校便りやホームページ等を活用し、引き続き、保護者に対し家庭での感染予防等について協力を依頼する。

(4) 出欠の取り扱い

- ・「感染対策ガイドライン」において、児童生徒等が発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底することとしており、本人が体調不良であるにもかかわらず、出席日数の扱い等への心配などから、無理をして登校することがないようにする。

(本件連絡先)

【学習指導に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある幼児児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL：043（223）4092

【体育の授業・部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL：043（223）4108